



山形県公報

平成23年3月22日（火）
第2229号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…235
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課）… 同
- 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課）…236
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…237

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）… 同
- 平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部改正……………（水大気環境課）… 同

公 告

- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…238

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第13項第16号」を「第2条第1項の表第14項第16号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第28項第2号」を「第2条第1項の表第29項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第30項第25号」を「第2条第1項の表第31項第25号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第33項第3号」を「第2条第1項の表第34項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第46項第11号」を「第2条第1項の表第47項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第47項第7号」を「第2条第1項の表第48項第7号」に改める。

第3条中「第2条第1項の表第14項」を「第2条第1項の表第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,300」を「17,400」に、「8,880」を「9,580」に、

		3,990	4,300
		6,820	7,410
		3,070	3,070
「16,000」	を	「16,200」	に、
		11,800	を
		54,500	13,100
		3,990	60,600
		6,820	4,300
			7,410

「9,110」		「9,880」	
40,100		41,900	
3,990	を	4,300	に改める。
6,820		7,410	
26,200		26,500	
78,700		84,100	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第9条第1項中「広告物美観維持基準」を「広告物景観風致維持基準」に改める。

第12条の2中「とする」を「(山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）に基づき市町村において行う場合（以下「市町村において行う場合」という。）にあつては、当該市町村の長が指定する場所)とする」に改める。

第21条中「書類等」を「書類等（市町村において行う場合に係るものを除く。）」に改める。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号中

山形県証紙 ちよう付欄	
手数料額記入欄	

を削る。

別記様式第13号の2中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改める。
別記様式第19号中「により」を「による」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条、第9条第1項、別記様式第13号の2及び別記様式第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1項の表山形県総合運動公園の項中

1時間当たり 250円	を	1時間当たり 510円	に改める。
1時間当たり 510円		1時間当たり 1,020円	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成23年2月21日招集した山形県議会定例会は、同年3月16日閉会した。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第193号

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成22年11月から平成23年3月まで実施した平成22年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成23年3月22日

山形県監査委員	野	川	政	文
山形県監査委員	寒	河	江	好
山形県監査委員	小	山	壽	夫
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関119箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
庄内児童相談所	平成22年11月19日	寒河江委員	小山委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	平成22年11月19日	寒河江委員	小山委員
鶴岡乳児院	平成22年11月19日	寒河江委員	小山委員
庄内教育事務所	平成22年11月29日	寒河江委員	小山委員
鶴岡工業高等学校	平成22年11月24日	寒河江委員	小山委員
総合療育訓練センター庄内支所	平成22年11月24日	寒河江委員	小山委員
鶴岡警察署	平成22年11月24日	寒河江委員	小山委員
水産試験場	平成22年11月24日	寒河江委員	小山委員
農業総合研究センター水田農業試験場	平成22年11月29日	寒河江委員	小山委員
病虫害防除所庄内支所	平成22年11月19日	寒河江委員	小山委員
庄内農業高等学校	平成22年11月29日	寒河江委員	小山委員
酒田警察署	平成22年11月24日	野川委員	濱田委員
庄内警察署	平成22年11月26日	野川委員	
消防学校	平成22年11月26日	野川委員	
酒田聾学校	平成22年11月24日	野川委員	濱田委員
酒田商業高等学校	平成22年11月24日	野川委員	濱田委員
工業技術センター庄内試験場	平成22年11月26日	野川委員	

産業技術短期大学校庄内校	平成22年11月26日	野川委員	
金峰少年自然の家	平成22年11月19日	野川委員	濱田委員
庄内職業能力開発センター	平成22年11月19日	野川委員	濱田委員
酒田北高等学校	平成22年11月19日	野川委員	濱田委員
鳥海学園	平成22年11月24日	野川委員	濱田委員
酒田東高等学校	平成22年11月19日	野川委員	濱田委員
米沢警察署	平成22年12月3日	小山委員	
内水面水産試験場	平成22年12月3日	小山委員	
米沢工業高等学校	平成22年12月3日	小山委員	
工業技術センター置賜試験場	平成22年12月3日	小山委員	
酒田工業高等学校	平成22年11月30日	野川委員	小山委員
遊佐高等学校	平成22年11月30日	野川委員	小山委員
酒田西高等学校	平成22年11月30日	野川委員	小山委員
長井高等学校	平成22年12月3日	寒河江委員	濱田委員
置賜教育事務所	平成22年12月3日	寒河江委員	濱田委員
総合療育訓練センター	平成22年12月3日	寒河江委員	濱田委員
南陽警察署	平成22年12月3日	寒河江委員	濱田委員
山添高等学校	平成22年11月30日	寒河江委員	濱田委員
加茂水産高等学校	平成22年11月30日	寒河江委員	濱田委員
小国高等学校	平成22年11月30日	寒河江委員	濱田委員
鶴岡高等養護学校	平成22年11月30日	寒河江委員	濱田委員
新庄警察署	平成22年12月21日	野川委員	小山委員
東根工業高等学校	平成22年12月21日	野川委員	小山委員
山形警察署	平成22年12月22日	野川委員	小山委員

環境科学研究センター	平成22年12月21日	野川委員	小山委員
谷地高等学校	平成22年12月22日	野川委員	小山委員
山形空港事務所	平成22年12月22日	野川委員	小山委員
鶴岡南高等学校	平成22年12月10日	野川委員	小山委員
鶴岡中央高等学校	平成22年12月10日	野川委員	小山委員
金山高等学校	平成22年12月21日	寒河江委員	濱田委員
最上学園	平成22年12月21日	寒河江委員	濱田委員
最上教育事務所	平成22年12月21日	寒河江委員	濱田委員
農業総合研究センター園芸試験場	平成22年12月22日	寒河江委員	濱田委員
森林研究研修センター	平成22年12月22日	寒河江委員	濱田委員
村山教育事務所	平成22年12月22日	寒河江委員	濱田委員
鶴岡北高等学校	平成22年12月10日	寒河江委員	濱田委員
鶴岡養護学校	平成22年12月10日	寒河江委員	濱田委員
農業総合研究センター	平成23年1月14日	寒河江委員	小山委員
病虫害防除所	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
山形職業能力開発専門校	平成23年1月14日	寒河江委員	小山委員
上山警察署	平成23年1月14日	寒河江委員	小山委員
産業技術短期大学校	平成23年1月14日	寒河江委員	小山委員
飯豊少年自然の家	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
庄内食肉衛生検査所	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
荒砥高等学校	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
庄内総合高等学校	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
真室川高等学校	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員
新庄養護学校	平成23年1月11日	寒河江委員	小山委員

福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成23年1月12日	濱田委員	
山 形 南 高 等 学 校	平成23年1月12日	濱田委員	
天 童 警 察 署	平成23年1月12日	濱田委員	
山 形 西 高 等 学 校	平成23年1月12日	濱田委員	
青 年 の 家	平成23年1月12日	濱田委員	
長 井 工 業 高 等 学 校	平成23年1月11日	野川委員	濱田委員
神 室 少 年 自 然 の 家	平成23年1月11日	野川委員	濱田委員
新 庄 北 高 等 学 校	平成23年1月11日	野川委員	濱田委員
新 庄 南 高 等 学 校	平成23年1月11日	野川委員	濱田委員
や ま な み 学 園	平成23年1月11日	野川委員	濱田委員
新 庄 神 室 産 業 高 等 学 校	平成23年1月17日	小山委員	濱田委員
小 国 警 察 署	平成23年1月13日	小山委員	濱田委員
長 井 警 察 署	平成23年1月13日	小山委員	濱田委員
米 沢 養 護 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
米 沢 商 業 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
米 沢 東 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
南 陽 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
朝 日 学 園	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
高 畠 高 等 学 校	平成23年2月7日	寒河江委員	濱田委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
寒 河 江 高 等 学 校	平成23年2月15日	小山委員	
村 山 農 業 高 等 学 校	平成23年2月7日	野川委員	小山委員

楯岡高等学校	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
寒河江工業高等学校	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
左沢高等学校	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
北村山高等学校	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
職員育成センター	平成23年2月7日	野川委員	小山委員
工業技術センター	平成23年2月8日	小山委員	濱田委員
高度技術研究開発センター	平成23年2月8日	小山委員	濱田委員
寒河江警察署	平成23年2月8日	小山委員	濱田委員
尾花沢警察署	平成23年2月8日	小山委員	濱田委員
村山警察署	平成23年2月8日	小山委員	濱田委員
内陸食肉衛生検査所	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
衛生研究所	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
博物館	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
精神保健福祉センター	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
山形東高等学校	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
山形北高等学校	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
山形工業高等学校	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
教育センター	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
霞城学園高等学校	平成23年2月25日	寒河江委員	小山委員
図書館	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
山形豊学校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
山形養護学校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
ゆきわり養護学校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
山形中央高等学校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員

上 山 明 新 館 高 等 学 校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
天 童 高 等 学 校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
山 辺 高 等 学 校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
上 山 高 等 養 護 学 校	平成23年2月25日	野川委員	濱田委員
山 形 盲 学 校	平成23年3月8日	寒河江委員	小山委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 水産試験場

(ア) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

イ 庄内農業高等学校

(ア) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

ウ 酒田商業高等学校

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

エ 酒田北高等学校

(ア) 財産の管理が適切でないものがある。

オ 東根工業高等学校

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

カ 真室川高等学校

(ア) 支出負担行為が適切でないものがある。

キ 新庄神室産業高等学校

(ア) 収入事務が適切でないものがある。

ク 工業技術センター

(ア) 支出負担行為が適切でないものがある。

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

ケ 高度技術研究開発センター

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

コ 博物館

(ア) 財産の管理が適切でないものがある。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 予 算

(ア) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。(酒田商業高等学校、小国高等学校、山形盲学校)

イ 収 入

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。(酒田西高等学校、寒河江高等学校)

(イ) 収入事務が適切でないものがある。(山形豊学校、山形盲学校)

ウ 支 出

(ア) 支出負担行為が適切でないものがある。(総合療育訓練センター、南陽警察署、荒砥高等学校、山形西高等学校、山形東高等学校、ゆきわり養護学校)

(イ) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。(寒河江高等学校)

(ウ) 旅費の支払いが遅延しているものがある。(小国高等学校、村山教育事務所、村山農業高等学校)

(エ) 給与の支給額を誤っているものがある。(米沢工業高等学校、総合療育訓練センター、谷地高等学校、やまなみ学園、高畠高等学校、工業技術センター、山形北高等学校、山形盲学校)

エ 契約

(ア) 随意契約の理由が明確でないものがある。(総合療育訓練センター)

(イ) 工事・物品購入等の分割などが適切でないものがある。(酒田商業高等学校、南陽高等学校、左沢高等学校)

(ウ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。(精神保健福祉センター)

オ 債権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。(酒田商業高等学校、総合療育訓練センター、鶴岡中央高等学校)

(イ) 不納欠損処分が適切でないものがある。(小国高等学校)

カ 財産

(ア) 財産の管理が適切でないものがある。(神室少年自然の家、新庄北高等学校)

(イ) 物品の管理が適切でないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

キ その他

(ア) 前年度会計の監査における指導事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(寒河江高等学校)